

令和5年度第3回芦屋市青少年問題協議会

令和5年11月2日（木）14:00～16:00
芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

次 第

1 委嘱式

2 開会あいさつ

3 新委員自己紹介

4 議 事

- (1) 第3期 子ども・若者計画（令和7年度～）のアンケートについて
- (2) その他

5 閉 会

芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(令和5年9月1日から令和7年8月31日まで) 順不同

分野	団体名	氏名
学識経験者	神戸大学大学院 教授	やました こういち 山下 晃一
	神戸大学大学院 教授	あかぎ かずしげ 赤木 和重
青少年関係団体の代表者	芦屋市自治会連合会 副会長	あだち ひろかず 足立 裕一
	芦屋市保護司会 会長	まつえ やすお 松枝 泰生
	芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事	おおかわ けいこ 大川 啓子
	芦屋市PTA協議会 副会長	ひらい きょうこ 平井 恭子
	芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員	やまだ さち 山田 佐知
	芦屋市青少年育成愛護委員会 会長	いりえ のりえ 入江 祝栄
	市民	市民公募委員
関係行政機関の職員	芦屋警察署 生活安全課長	たに けんたろう 谷 憲太郎
	芦屋市立潮見中学校 校長	おおいし けんじ 大石 健二
	芦屋市教育委員会教育部 社会教育室長	たじま おさむ 田嶋 修

○芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日

条例第20号

改正 平成19年3月20日条例第14号

平成26年3月24日条例第6号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（平19条例14・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平26条例6・全改）

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平26条例6・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日までとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例（以下「新条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同日までとする。

4 新条例第4条第2項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略